

とれたて名張交流会は、1月16日(日)臨時休業いたします。  
とれたて名張交流会の店内改装を行うため  
とれたて名張交流会 62・1755  
癒しの里名張の場の自家源泉湯準備による休館に併せて、

**「第18回名張桜まつり」のサブタイトルを募集**

今年の桜まつりイベントは、4月13日(日)に開催。春や桜などのイメージのサブタイトルを募集します。

**賞品** 採用者に3,000円分のチケット 1人(桜まつりイベント当日に利用できる金券)



**応募** 1月28日(日)までに、申込箱(市役所、観光協会、市総合体育館、商工会議所にそれぞれ設置、申込用紙備え付け)に投入するか、電子メール(sakura@kankounabari.jp)に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、サブタイトルを記入のうえご応募ください。※1人何点でも応募可

☎名張桜まつり実行協議会 ☎63-0080

**1月26日は文化財防火デー 文化財を守る 消防訓練実施**

**日時** 1月20日(日) 午前10時~11時30分  
小雨決行。中止決定は午前7時に判断し、テレホンサービス(63-9500)で案内します。

**場所** 国津神社境内(奈垣)  
**参加団体** 地域住民・団体、市教育委員会、市消防団、市消防本部  
※訓練では消防車両がサイレンを鳴らします。一般の見学可能

☎名張消防署 ☎63-0999

**再就職準備セミナー 女性限定!**  
**「わたらしい働き方がし」**

履歴書の書き方・面接対策までを伝授します。

**日時** 2月1日(金) 午前10時~正午  
**場所** 市民情報交流センター(希中央5)  
**定員** 10人程度 ※参加無料。託児あり  
**申込** 1月30日(日)迄(託児希望は18日(金)までに電話で問い合わせ先へ

☎三重県男女共同参画・NPO課 ☎059-224-2225

**国津の杜の行事**  
☎はぐみ工房あららぎ ☎62-6920

**陶芸教室** 白磁の土で大皿などを作しましょう  
**日時** 1月31日(日) 午前10時~午後零時30分  
**講師** 角谷 英明さん  
**参加費** 2,800円(材料費含む) **定員** 12人  
**申込** 1月15日(日)から21日(日)までに電話で問い合わせ先へ  
※先着順。参加者が少ない場合は中止。

**なせ宿 催し**  
☎旧細川邸 やなせ宿 ☎62-7760 月曜休館

**やなせ宿郷土史講話**  
子どもから大人まで楽しめる名張の昔話  
**「地名が語る昔話 その3」赤目滝の地名**  
**日時** 1月20日(日) 午後1時30分~3時  
**講師** 米澤 範彦さん(名張郷土研究会)  
◎参加無料。申込不要

**高額医療・高額介護合算療養費制度をご存知ですか?**

**医療と介護 両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減します。要申請**

☎国民健康保険の加入者…保険年金室 国民健康保険担当 ☎63-7445  
後期高齢者医療制度の加入者…保険年金室 医療助成担当 ☎63-7105  
その他の保険の加入者…ご加入の健康保険担当へ



**対象** 同じ世帯で医療と介護の両方のサービスを受けている人

- ①毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で医療(注)と介護の両方の自己負担がある世帯
  - ②医療と介護の自己負担額を足した金額が自己負担限度額を501円以上超える世帯(下記参照)
- (注) 70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごとに1ヵ月で21,000円以上の自己負担額のみが対象となります。

**自己負担限度額**

下表の金額が、医療と介護の負担を足した自己負担(平成23年8月~平成24年7月に負担した分)の限度額となります。

自己負担限度額	後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または国保 + 介護保険	
		70~74歳	70歳未満
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円※注	

※注…低所得Ⅰの所得区分に相当する世帯で、複数の人が介護サービスを利用する場合には、自己負担限度額は31万円となります。

- ◎現役並み所得者…被保険者証(高齢受給者証)の負担割合が「3割」の人
- ◎低所得Ⅱ…住民税非課税世帯の人
- ◎低所得Ⅰ…住民税非課税世帯のうち世帯員全員の所得が一定基準(年金収入80万円以下など)の人
- ◎一般は、上記以外の人

**支給額** 自己負担限度額を超えた金額を支給します。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給されません。また、医療保険と介護保険で、どちらかの負担額が0円の場合は、支給はありません。

**申請** 申請は、昨年(前年)の7月31日時点に加入していた医療保険者へ。

国保と後期高齢者医療に加入していた人で、対象となる人には通知します。  
※通知が届いてから申請してください。1月下旬に通知予定です。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、申請があつてはじめて、自己負担限度額を超える金額が支給されます。忘れずに申請してください。申請先は、平成24年7月31日(基準日)に加入していた医療保険者となります。

- ①基準日に後期高齢者医療の被保険者 市役所1階保険年金室医療助成担当(3番D窓口)へ
- ②基準日に国民健康保険の被保険者 市役所1階保険年金室国民健康保険担当(3番C窓口)へ
- ③基準日に被用者保険(会社の健康保険・共済組合・協会健保など)の被保険者 ご加入の健康保険担当へ。申請には、市役所1階高齢・障害支援室(5番B窓口)で介護保険自己負担額証明書の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、各健康保険組合へお問い合わせください。

※基準となる日に、死亡、生活保護受給、海外転居していた場合は、その喪失日にご加入していた健康保険に申請いただくことになります。

申請に必要なもの ▼印鑑 ▼口座番号が分かるもの  
▼健康保険証 ※対象期間中(平成23年8月から平成24年7月)に他市町の医療・介護保険や被用者保険に加入していた人は、その保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けて申請をしてください。

**次の場合は、通知が届かない場合がありますので、ご注意ください。(国保と後期高齢者医療の加入者には、申請について通知します)**

次の人は、自己負担限度額一覧表を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認ください。

- ☆対象期間(平成23年8月から平成24年7月)に…
- ・市町を越える転居をし、加入する保険が変わった人
- ・他の医療保険(制度)から移られた人
- ・医療、介護それぞれで複数の加入保険がある人
- ☆後期高齢者医療制度に加入されている施設入所者で、住所地と介護保険の市町が違う人(介護保険住所地特例者)

家族介護教室「若年性痴呆症について考える」  
◎参加無料 申込 事前に電話で問い合わせ先へ

日時 1月26日(日) 午後1時30分~3時20分 場所 総合福祉センターふれあい(丸之内)  
☎メンタルクリニック名張(松本) ☎65-1311